様式第 4号

第　　 　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　丸亀市社会福祉協議会会長

　　　　　　　　　　　　　　　　福祉教育推進事業助成金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、

　福祉教育推進事業助成金交付要綱第7条の規程により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　助成金交付決定額 | 円 |
| 2　交付条件 | （1）この助成金に係る文書について、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会情報公開規程に基づく文書の公開請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該規程等の趣旨に添った対応をすること。  （2）会長が必要であると認めるときは、職員による書類等の検査を受けなければなりません。  （３）この助成金に係る文書について、法令に定めのあるものは、その期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。  （4）本会監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。  （5）福祉教育推進事業助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。 |